

# 特定生産緑地制度の概要

生産緑地の所有者等の意向を基に、生産緑地指定後 30 年経過後も同様の税制措置が受けられるよう、10 年ごとに繰り返し指定を更新できる特定生産緑地制度が創設されました。（指定は、各市区町村）

## 生産緑地制度（平成 4 年・1992 年） 告示・指定

市街化区域内の\*500 m<sup>2</sup>以上の農地で、営農する農家が、市町村に申請し、「生産緑地」として認定される

※ 生産緑地地区の面積要件を条例で 300m<sup>2</sup>（政令で規定）まで引き下げ可能

### 生産緑地指定から 30 年

- 30 年間農地として管理義務付け
- 固定資産税・都市計画税の大幅軽減
- 相続税の納税猶予制度適用可能

### 特定生産緑地の指定を受ける（平成 34 年・2022 年まで）

- 10 年ごとに指定を更新できる《繰り返し 10 年の延長可》
  - 所有者の意向が前提 —
  - （この間に相続や\*一定の故障による営農困難が生じた場合、買取り申請が可能）
  - ※両目の失明・精神の著しい障がい・入院や養護老人ホーム等への入所（1 年以上）
  - ・著しい高齢となり運動機能が著しく低下した場合（要診断書等）
- これまでと同様の税制措置が受けられる  
（固定資産税・都市計画税は農地評価）
- 相続税納税猶予制度を適用した生産緑地の貸借が可能

### 特定生産緑地の指定を受けない

- 宅地並み課税  
（固定資産税の負担が 1 年ごとに 2 割ずつ増加  
→5 年後に宅地並み課税まで上昇）
- 以降の特定生産緑地指定は不可能  
（生産緑地指定から 30 年経過するまでに申請）
- 次世代の方の相続税納税猶予制度が適用できない

指定奨励

- 相続税納税猶予制度を利用している方
- 農業後継者がいて農地を手放す予定のない方
- 農地を任せられる者がいる方
- 農業後継者がいなくても当面は営農を継続する方

## 留意事項

- ◎ 事前に指定を受けても、実際に特定生産緑地になるのは、生産緑地指定を受けたときから 30 年経過後となります。  
（例：生産緑地指定を受けてから 25 年後に特定生産緑地指定を受けた場合、その 10 年後に再度検討が必要になるわけではなく、実際は 15 年後に特定生産緑地の再指定を検討します。）
- ◎ 平成 30 年 4 月 1 日の特定生産緑地制度の施行に合わせて国から留意事項等が示され、その後各市区町村より生産緑地所有者に特定生産緑地の指定意向の確認がされる予定です。
- ◎ 生産緑地指定を受けずに 10 年制限の特定生産緑地を選択できません。まずは 30 年間農地としての管理が義務付けられる「生産緑地」の指定を受ける必要があります。
- ◎ 現状で生産緑地指定がなされており、かつきちんと営農が行われている農地については、基本的に営農者の意向があれば、特定生産緑地に指定される可能性があります。ただし、農地の肥培管理等が不十分な場合、申請が認められない場合もあります。（原則、各市区町村の判断に委ねられます。）

特定生産緑地制度に関するご相談・お問い合わせは  
左記、各本支店まで

JA東京みなみ 相談窓口  
（平成 30 年 9 月 1 日より）

本店 … 地域振興部・資産管理部

TEL042-594-1011

各支店 … 指導経済課・資産管理課

日野支店 TEL042-583-2111 七生支店 TEL042-591-2011  
多摩支店 TEL042-375-8211 稲城支店 TEL042-377-6002